

令和5年 第6回浅口市農業委員会議事録

令和5年5月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	欠	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第21号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第8号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第9号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和5年6月15日（木））

開会（午後１時２８分）

議長 それでは、ちょっと早いようですが、お集まりいただいておりますので、会議を始めたいと思います。

いろいろお忙しい中、会議にご出席いただきましてありがとうございます。

本年はもう土日に雨が降るということで、いろんな農作業にも影響を及ぼしているようであります。私もちょっと土日に降って何もできないって、もう田んぼが田植ができるんじゃないかというようなことになっておりますので何もできんのですが、また熱中症もだんだん暑く、急に暑くなったりしてますの、熱中症にも十分ご注意くださいと思います。

それでは、これより令和５年第６回浅口市農業委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は１１名で定足数にしております。また、推進委員は１３名の参加であります。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において、３番友田委員、５番古川委員を指名します。

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日１日とします。

日程第３、議事に移ります。

議案第１８号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

５５４番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は２ページになりますので、お開きください。

議案第１８号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和５年５月１５日提出。

番号５５４、鴨方町小坂東、田、５０４平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は交換です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いたします。

議長 次に、８番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 ８番虫明です。地図のほうは１、２ページをお開きください。

この議案については、譲受人、譲渡し人はいとこの関係で、親の代よりもう先々交換しようということを前提に耕作をしておったとのことです。ここで代が変わったんで、正式に交換しようということで話がまとまったとのことです。特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はなしと認めます。

それでは、554番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、555番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号555、鴨方町小坂東、田、768平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は交換です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 8番虫明です。この件は、前の554と交換する農地として、場所は県道里庄地頭上線を鴨方西小学校から約1キロ弱東へ行ったところにかも川手延素麺という会社があります、そこから直線で約100メートルほど、これを北へしたところに位置しております、ちょうど譲受人のご自宅の隣ということで従来から耕作をしておったようですが、ここで先ほど申し上げたように代が変わったんで、正式に手続しようということで話がまとまったとのこと。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、555番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、558番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号558、鴨方町六条院中、田、182平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、私の担当地区ですので、補足説明をさせていただきます。

委員 位置図につきましては、3、4ページになります。場所は、鳩ヶ丘の団地がありますが、その東側に二子池という池があります。その池の北へ約50メートルの位置になります。譲渡人が管理をしておりましたが、高齢のためなかなか農業ができないと、もうできなくなったということで譲り渡すものであります。今もきれいに、本当草一本もないような管理をされております。問題ないと思いますが、よろしくご審議のほどをお願いします。

委員 ただいま説明をいたしました。

委員 質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、５５８番の件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

事務局長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局長 続きまして、５５９番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局長 失礼します。番号５５９－１、鴨方町六条院中、畑、２３０平米。同じく２ほかとして、畑３筆、２０．６３平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 これも私の担当地区ですので、私からご説明をさせていただきます。

議長 位置図は、先ほど説明しました３、４ページになります。場所は、同じく鳩ヶ丘の東側の二子池という池がありますが、その池の道路を挟んですぐ北側のところに①と書いてありますが、その家の人が横の裏の北側の土地を譲り受けて農業をするということです。譲渡し人は先ほども説明しました人と同じで、高齢のためもう農業がなかなかできないということで譲り渡すものであります。問題ないと思われまふ。今ももう少し開墾をしております、もう半分以上木を切ったりしてまふ。問題ないと思われまふが、よろしくご審議のほどをお願ひいたします。

委員 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑なしと認めまふ。

委員 それでは、５５９番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局長 続きまして、５６１番の件について、事務局の説明を求めまふ。

事務局長 失礼します。番号５６１－１、金光町上竹、田、６３２平米。同じく２、金光町下竹、畑、３６０平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられまふ。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、１番大橋委員、補足説明をお願ひしまふ。

委員 １番大橋です。上竹のところは、高速道路があるすぐ近くの県道阿坂トンネルという手前のところになります。もう別に問題はないと思いまふ。よろしくお願ひしまふ。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑なしと認めまふ。

委員 それでは、５６１番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、563番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号563、鴨方町六条院東、田、1,281平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 11番渡邊です。この案件の場所は、国道2号線の鴨方ドライブインから東へ300メートルか400メートル行きますと、北側に福留ハムがあります。その福留ハムの国道2号線の南側200メートルぐらい行ったところにあります。譲渡し人のほうが高齢のため管理できないということで、近隣の方に贈与するものであります。問題ないと思われしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

委 員 質疑はありませんか。

議 長 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委 員 それでは、563番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、565番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号565、鴨方町益坂、田、294平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委 員 7番柚木です。地図の番号は11。これは、場所は高速道路からあそこの益坂峠のすぐ西通りになります。今現状はもう植付けをしとらず草刈りだけでやっとなる状態ですけど、別に問題はないと思いますから、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

委 員 質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委 員 それでは、565番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、567番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号567、鴨方町六条院東、畑、153平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は遺贈になります。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 11番渡邊です。この案件の場所は、旧JAの四条原の店の北側に川が流れております。その川沿いに400メートルぐらい東側に行った川のほとりになります。この譲渡し人と譲受人の関係は本家、分家に当たります。名義人の方がこのたび亡くなられて、その方の遺言により本家に遺贈するものであります。問題ないと思われま。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ただいま説明がありました。

質 疑 は あり ませ ん か。

委 員 な し 声

議 長 質 疑 な し と 認 め ま す。

そ れ で は、567番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異 議 な し 声

議 長 異 議 な し と 認 め、許 可 す る こ と に 決 定 を い た し ま す。

続 き ま し て、570番の件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 失 礼 し ま す。番 号 570-1、鴨 方 町 鴨 方、田、1,083平 米。同 じ く 2、鴨 方 町 鴨 方、田、301平 米。譲 受 人 は、〇〇〇〇。譲 渡 し 人 は、〇〇〇〇。譲 受 け の 理 由 は 増 反、譲 渡 し の 理 由 は 労 力 不 足 で す。譲 受 人 は、取 得 に 必 要 な 許 可 要 件 を 満 た し て い る と 考 え ら れ ま す。よ ろ し く お 願 い い た し ま す。

議 長 次 に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。地図は15ページ、16ページになります。へえで、場所は鴨方駅前団地の北側に市の浄化センターがあります。その浄化センターの前、西側の道路から約十二、三メートルのところのところに位置しています。これは、親が亡くなりまして、その贈与でもらった土地なんですが、遠方でもあり、管理ができないというようなことから、その隣接しておる方にお話をされた結果、引き受けてもよろしいというようなことで話がまとまったようでございます。何の問題ないかと思われま。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいま説明がありました。

質 疑 は あり ませ ん か。

委 員 な し 声

議 長 質 疑 な し と 認 め ま す。

そ れ で は、570番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異 議 な し 声

議 長 異 議 な し と 認 め、許 可 す る こ と に 決 定 を い た し ま す。

続 き ま し て、574番の件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 失 礼 し ま す。番 号 574-1、金 光 町 占 見 新 田、田、776平 米。同 じ く 2、金 光 町 占 見 新 田、畑、194平 米。譲 受 人 は、〇〇〇〇。譲 渡 し 人 は、〇〇〇〇。譲 受 け、譲 渡 し の 理 由 は 贈 与 で す。譲 受 人 は、取 得 に 必 要 な 許 可 要 件 を 満 た し て い る と 考 え ら れ ま す。よ ろ し く お 願 い い た し ま す。

議 長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委 員 地図は17ページから20ページです。場所は、八重山から西へ50メートルほどです。それで、別に贈与によるあれで問題ないと思います。

それからも一つ、19から20ページ、場所はコメリのあれが、コメリハードのグリーン金光店がある北側になります。それで、そのコメリから県道の間にあります。それで、あとはもう贈与によるということで、問題はないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。

質 疑 は あり ませ ん か。

委 員 なし 声

議 長 質 疑 な し と 認 め ま す。

そ れ で は、574番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異 議 な し 声

議 長 異 議 な し と 認 め、許 可 す る こ と に 決 定 を い た し ま す。

続 き ま し て、575番の件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 失 礼 し ま す。番 号 575-1、鴨 方 町 鴨 方、畑、302平 米。同 じ く 2ほ か と い た し ま し て、畑 3筆、785.56平 米。譲 受 人 は、〇〇〇〇。譲 渡 し 人 は、〇〇〇〇。譲 受 け、譲 渡 し の 理 由 は 贈 与 で す。譲 受 人 は、取 得 に 必 要 な 許 可 要 件 を 満 た し て い る と 考 え ら れ ま す。よ ろ し く お 願 い い た し ま す。

議 長 次に、佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。地図は21ページ、22ページになります。場所は、天草公園の、鴨方交番がありますが、そこから斜め東に約60メートルぐらいのところでしょうか。譲渡し人と譲受人は、これは親子でございます。今まで譲渡し人のほうが管理をされてましたんですが、高齢になりましてちょっと難しくなったということから、息子である譲受人に渡すというようなことであります。何の問題ないかと思われま。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。

質 疑 は あり ませ ん か。

委 員 なし 声

議 長 質 疑 な し と 認 め ま す。

そ れ で は、575番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異 議 な し 声

議 長 異 議 な し と 認 め、許 可 す る こ と に 決 定 を い た し ま す。

続 き ま し て、579番の件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 失 礼 し ま す。番 号 579、金 光 町 占 見 新 田、田、508平 米。譲 受 人 は、〇〇〇〇。譲 渡 し 人 は、〇〇〇〇。譲 受 け の 理 由 は 増 反、譲 渡 し の 理 由 は 労 力 不 足 で す。譲 受 人 は、取 得 に 必 要 な 許 可 要 件 を 満 た し て い る と 考 え ら れ ま す。よ ろ し く お 願 い い た し ま す。

議 長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委 員 場所は、今さっきの、コメリと県道のほかも医院があります、そのちょうど中間ぐらいになります。579、ちょっとすみません、ちょっと、579、ちょっとすみません。分かりました、すみません。ほかも医院とコメリのちょうど中間ぐらいに2口あります。増反と労力不足。ここです、すみません。ということで、別に問題ないと思います。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

質 疑 はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

そ れ で は、579番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続 き ま し て、552番の件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 失礼します。議案書は4ページになります。

こ の 552番でございますが、申請人の都合で計画を変更する必要が生じたとのことで取下げの申出がありましたので、審議不要ということでお願いしたいと思えます。

以 上 で ご ざ い ます。

議 長 議案第19号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

568番の件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 失礼します。議案書は5ページになりますので、お開きください。

議案第19号農地法第4条の規定による許可申請について。令和5年5月15日提出。

番 号 568、金光町占見、田、441平米。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要として〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地となります。よろしく願いいたします。

議 長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 2番渡邊です。位置図は、25、26ページになります。柵池がありますね、柵池と山陽本線とのちょうど間になるんですが、現在住んでいる自宅の前に新しく平家の建物を建てるというふうなことです。特に問題はないかと思えます。よろしく願いします。

議 長 ただいま説明がありました。

質 疑 はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

そ れ で は、568番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、572番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号572-1、鴨方町益坂、田、51平米。同じく2、鴨方町益坂、田、63平米。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地になります。よろしくお願いいたします。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 7番柚木です。地図は27、28になります。この物件は、3カ所あります一番上の、一番角へ小さい印で、小さいやつが2枚ありますけど、その物件です。これの全体を建て売りという格好で、そして4の地権者が持っておられるんですが、これだけが残ったもので駐車場にすると、そういう話ですから、問題ないものですから、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
それでは、572番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
議案第20号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
560番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は6ページになりますので、お開きください。
議案第20号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和5年5月15日提出。
番号560-1、鴨方町益坂、田、369平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は〇〇〇〇。同じく2ほかといたしまして、鴨方町益坂、田2筆、1、565平米、畑1筆、2、24平米。譲渡し人は、〇〇〇〇となります。転用目的は建て売り住宅で、施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第3種農地と第2種農地で、第2種農地については目的を達成できるほかの土地がございません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地と公衆用道路になります。よろしくお願いいたします。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 7番柚木。地図は27、28になります。今3カ所ありますけど、この真ん中の物件です。じゃけえ、ちょうどナフコの道路を挟んで北側、さらに東に2つになります。この辺が全部建て売りをする格好で先日から測量とか入ってやってみました。それでありまして、問題ない思いますから、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。
 質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、560番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

委 員 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、566番目の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号566、鴨方町鴨方、畑、626平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は一般住宅兼事務所で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地になります。よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。地図は29ページ、30ページになります。場所は、鴨方中学校から北へ約300メートルぐらいのところになります。この譲受人は〇〇〇〇なんです。今言われてます南海沖地震ですか、これが来るとまず被害を受けるというようなことから被害の少ないところがないだろうかと探したところ、岡山県が一番安全だというようなことになったみたいです。その中で不動産屋の売り物件の中にこの土地が入ってたのを見つけて、話が進んだようでございます。何の問題なかろうかと思われ。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。
 質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、566番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

委 員 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、571番目の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号571-1、金光町占見新田、畑、403平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。同じく2ほかといたしまして、金光町占見新田、田2筆、118平米、畑2筆、360.66平米。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は分譲住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区区分は第3種で、用途区域内となります。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地と公衆用道路になります。よろしく願いいたします。

議 長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委 員 地図は31から32ページです。場所は、金光市民会館からのすぐ北に山陽線が走っております、そのすぐ北側になります。分譲住宅4区画ということで、問題ないと思います。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。
 質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、571番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

委 員 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、573番目の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号573-1、鴨方町益坂、田、803平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。同じく2ほかとしまして、鴨方町益坂、田3筆、1,349平米。譲渡し人は、〇〇〇〇となります。転用目的は建て売り住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。全体面積は、他の土地と合わせて2,268.09平米です。農地区分は第3種と第2種農地で、第2種農地は目的を達成できるほかの土地がありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地と雑種地、もしくは公衆用道路です。よろしく願いいたします。

議 長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委 員 7番柚木です。地図は27、28。先ほど審議された物件の、ちょうど地図でいうと上部、また西側になります。あの物件から1軒挟んで、益坂へ向いてる農道のちょうど川沿いまでの田んぼになります。別段問題ないと思いますから、審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。
 質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、573番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

委 員 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、577番目の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号577、金光町占見新田、田、1,320平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は分譲住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。全体面積は、他の土地と合わせて1,369.56平米。農地区分は第3種で、用途区域内となります。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地と公衆用道路になります。よろしく願いいたします。

議 長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委 員 場所は金光の総合支所と金光学園のちょうど中間ぐらいになります。それで、分譲住宅6区画ということで、別にそれで問題はないと思います。審議のほどをよろしく。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、577番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

委員 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、578番目の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号578-1、鴨方町益坂、田、455平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。同じく2、鴨方町益坂、田、144平米。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は建て売り住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしく願いいたします。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 7番柚木です。地図は27、28。先ほど審議された物件の、一番下の角になります。ナフコからちょっと南側で、益坂の農免道へ抜ける道のちょうど交差点から三角の土地になります。現状はちょっと荒れてるところありますけども、別段問題ない思いますから、審議のほどよろしく願いします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、578番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

委員 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、580番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号580、金光町地頭下、畑、183平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は進入路で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地または公衆用道路です。よろしく願いいたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。地図は35、36ページになります。

県道の夫婦池のちょっと東にさつきの里デイサービスセンターというのがありますが、そののずっと北の山沿いになります。神社の参道があるんですが、その隣、隣地を、上のほうへ神社の駐車場もあるんですが、そこへつながるような形で進入路ということで取得をすることです。所有権移転は〇〇〇〇ということで対応するというふうなことを言われとりました。それと古い建物が、倉庫みたいなもんが建つとんですが、これももう撤去するというふうなことを聞いてます。特に問題はないと

思いますんで、よろしくお願ひします。
 議 長 　　ただいま説明がありました。
 　　　　　　質疑はありませんか。
 委 員 　　なし声
 議 長 　　質疑なしと認めます。
 　　　　　　それでは、580番の件についてご異議ありませんか。
 委 員 　　異議なし声
 議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 　　　　　　議案第21号農用地利用集積計画についてを議題とします。
 　　　　　　事務局の説明を求めます。
 　　　　　　なお、7番柚木委員が当事者となっている案件がありますので、農業委員会法第3
 1条の規定による議事参与の制限により、柚木委員には当該案件の審議が終了するま
 で退席をいただきたいと思ひます。
 　　　　　　(柚木委員 退場)
 議 長 　　それでは、説明をお願いします。
 事務局 　　失礼します。議案書は8ページになります。
 　　　　　　議案第21号農用地利用集積計画につきまして。令和5年5月15日提出。
 　　　　　　それでは、説明いたします。
 　　　　　　番号78、79番及び1番、2番の4件につきまして、農業者年金の経営移譲年金
 特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業
 従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定
 を受ける者は4名、農地は4筆です。更新が2筆、新規が2筆であり、いずれも農業
 経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年
 未満が1筆、3年以上6年未満が3筆の以上となります。
 　　　　　　次に、9ページへ移ります。
 　　　　　　1の(1)地目別設定面積につきまして、田3,181平方メートル、畑ゼロ平方
 メートル、計3,181平方メートルです。
 　　　　　　以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。
 議 長 　　ただいま説明がありました。
 　　　　　　質疑はありませんか。
 委 員 　　なし声
 議 長 　　質疑なしと認めます。
 　　　　　　それでは、この件についてご異議ありませんか。
 委 員 　　異議なし声
 議 長 　　異議なしと認め、承認することに決定をいたします。
 　　　　　　柚木委員には入室をお願ひいたします。
 　　　　　　(柚木委員 入場)
 議 長 　　柚木委員に報告いたします。

議案第21号については承認されました。

以上です。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第8号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は10ページになりますので、お開きください。

報告第8号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和5年5月15日提出。

番号551、鴨方町地頭上、田、739平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年3月15日でございます。

番号553、鴨方町本庄、田、1,011平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は、令和5年3月20日。引渡し年月日は、令和5年4月5日でございます。

番号562、鴨方町本庄、田、317平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年3月10日です。

番号564、鴨方町益坂、田、294平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年4月15日です。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

報告第9号形状変更届についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は11ページになりますので、お開きください。

報告第9号形状変更届について。令和5年5月15日提出。

番号569、金光町占見、田、119平米。申請人は、〇〇〇〇。変更理由は、田から畑に変更で、〇〇〇〇です。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。

事務局 ①令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価及び貸出し希望農地について

②農地利用の最適化活動について

議 長

③次回の農業委員会について

それでは、以上で終わらせていただきます。ご苦労さまでした。

閉会（午後２時３９分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年5月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩